「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」について(新旧対照表)

新	IB	改正内容
完全週休2日制・週休2日制工事実施要領	完全週休2日制・週休2日制工事実施要領	
(形式)	(形式)	
第3条 形式は、次のとおりとする。	第3条 形式は、次のとおりとする。	
(1) 完全週休2日制工事	(1) 完全週休2日制工事	
(2) 週休2日制工事	(2) 週休2日制工事	
週休2日制工事は、次の対象期間において、休日取得率が 28.5%	週休2日制工事は、次の対象期間において、休日取得率が 28.5%	
(4週8休)以上の休工を実施する(別紙1参照)。なお、受注者は1ヶ	(4週8休)以上の休工を実施する(別紙1参照)。なお、受注者は1ヶ	
月単位で28.5%(4週8休)以上の日数の休工が達成できるように努	月単位で28.5%(4週8休)以上の日数の休工が達成できるように努	
めるものとする。	めるものとする。	
ア 対象期間	ア 対象期間	まんなかホリ
第3条(1)アに同じ。	第3条(1)アに同じ。	デーが全て
イ 休工日の設定	イ 休工日の設定	の土曜日に
休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認める。また、 <mark>毎週</mark> 土曜	休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認める。また、 <mark>毎月第2</mark>	拡大されたこ
日を休工とするように努めるものとする。	週・第4週は土曜日を休工とするように努めるものとする。	とにあわせ修
		正
(対象工事)	(対象工事)	
第4条 愛知県企業庁の発注工事で、令和5年10月1日以降に契約す	第4条 愛知県企業庁の発注工事で、令和5年4月1日以降に契約す	
る全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工	る全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工	
事は除く。	事は除く。	
(工事成績評定)	(工事成績評定)	
第6条 工事成績評定は、次のとおりとする (別紙1参照)。	第6条 工事成績評定は、次のとおりとする(別紙1参照)。	
(1) 完全週休2日制工事	(1) 完全週休2日制工事	

完全週休2日制工事は、完全週休2日取得率が70%以上かつ、 休日取得率が28.5%(4週8休)以上の場合、工事成績評定表の 「6.社会性等 I.地域への貢献度 7.その他」において評価する。 なお、受注者に完全週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られ なかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」 において、2点を減ずるものとする。

(2) 週休2日制工事

週休2日制工事は、休日取得率が28.5%(4週8休)以上の場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度 7.その他」において評価する。

なお、受注者に週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」において、2点を減ずるものとする。

. .

完全週休2日制工事は、完全週休2日取得率が70%以上かつ、 休日取得率が28.5%(4週8休)以上の場合、工事成績評定表の 「6.社会性等I.地域への貢献度等7.その他」において評価する。 なお、受注者に完全週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られ なかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等9.その他」 において、2点を減ずるものとする。

(2) 週休2日制工事

週休2日制工事は、休日取得率が28.5%(4週8休)以上の場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等7.その他」において評価する。

なお、受注者に週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」において、2点を減ずるものとする。

• • •